

## 組合相談コーナー 定款変更の効力発生時期について

**[Q]** 中小企業等協同組合法において、定款の変更は「行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、その効力の発生時期は、認可されたときか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するか。

**[A]** 定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を決議したときに遡及しないものとする。

さらに厳密に言えば、定款変更の認可は行政処分であるから、行政庁において決議を終わった日または認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することとなる。

## 話題の広場



### 中央会事業より

#### イベント実施による商店街の魅力強化とにぎわい創出

～連携組織化推進事業(平沢ぶらり商店街振興会)～

本会では、今年度より法人化されていない団体・任意グループを対象に「連携組織化推進事業」により、グループ内の活性化と課題解決を図るための研修会の開催や専門家派遣等の支援を行っております。

本号では、本事業を活用し、全2回の研修会を開催しました「平沢ぶらり商店街振興会(にかほ市)」の取り組みについてご紹介します。

平沢ぶらり商店街振興会(遠藤強会長)が開催するイベント「100縁商店街」では、商店街の約50店舗が参加し、100円でお菓子などの食品やゲーム、マッサージなどのサービスを提供することで、各店舗を知ってもらう取り組みを毎年行っています。

当イベントにおける個店の取り組みが街区全体の活性化と魅力強化に繋がることから、本会事業を活用し、NPO-AMP山田誠氏を講師に招いた研修会・懇談会を開催しました。

100縁商店街を開催した6月3日(土)は、各個店を訪問し、商品やサービス内容の確認、店主からのヒアリングを実施し、イベント後の6月13日(火)に山田氏から各個店へのアドバイスを含めた懇談会を開催しました。

他県の商店街において同様のイベントに先進的に取り組んだ実績を持つ講師の山田氏からは、「来場者に『また来たい』と思わせる商品やサービスを工夫することが大切であり、

更に言えば、他の商品の購買に繋がる仕組みを考える必要がある。商店街イベントが『定番化する』ことは『飽きられる』に繋がる恐れもあることを認識し、付加価値をどのようにつけていくかについて、参加店が意見を出し合い工夫して欲しい。」とアドバイスがあり、参加者は熱心に聞き入っていました。

当振興会が本事業で学んだことを次回以降のイベントに活かすことで、商店街の魅力発信と街区の賑わい創出に繋がることが今後期待されます。



[懇談会の様子]

#### 連携組織化推進事業のご案内(中央会平成29年度新規事業)

本会では、任意グループの活動を応援しております！

研修会開催や商品開発・販路拡大等をお考えのグループは、本会までお気軽にお問い合わせください。

対象事業者	県内に拠点を有する法人化していない任意グループ(※メンバー4社以上が条件)
補助対象経費	専門家謝金・旅費、会場借料、会議費、資料費、通信運搬費 など
補助率	10/10
補助金額	1グループあたり上限20万円
募集締切	本年度事業予算に達し次第、募集終了となります。
問い合わせ先	秋田県中小企業団体中央会 事業振興部 ☎018-863-8701